

各報告・届出書共通事項

Q1	届出者の社印等は必要か。
A1	社印や代表者印の押印は 必要ありません 。
Q2	法人の代表者が変更となったが、届出が必要か。
A2	必要ありません 。届出時点での代表者の方を記載してください。
Q3	提出した証拠として受け付けられたことを証明してほしい。
A3	提出されるときに提出用とは別に同じものをもう1部準備していただければ受付印を押印してお返しいたします。また、郵送で提出される場合は更に返送用の封筒(返送に必要な分の切手を貼ってください)も同封していただければ返送いたします。
Q4	提出期限を超えてしまっているが、受け付けてもらえるか。
A4	該当年度分であれば受け付けますので 提出してください 。次回以降は、提出期限内に提出してください。
Q5	記入欄の数が不足する場合の記載方法は。
A5	必要な分だけ様式をコピーするか、必要な分だけ欄を増やして作成してください。
Q6	複数の業種を営んでいるが、業種はどのように記載するのか。
A6	主たる業種若しくは取扱高が一番大きな業種を記載してください。

産業廃棄物事業場外保管届出書

Q1	建設工事で排出される廃棄物を短期的に保管しているが、この場合でも届出の対象になるか。
A1	保管期間の長短によって取り扱いに差を設けていません。このため、短期間であっても届出の 対象となります 。
Q2	見取図、平面図はどのくらいの精度の図が必要か。住宅地図のコピーでよいか。
A2	見取図については、住宅地図のコピーで構いません。平面図については、敷地境界及び事業場内における保管の設置場所の分かるものであることが必要です。また、保管の場所の面積が確認できるよう寸法を記入し、面積の算定式を記載してください。
Q3	産業廃棄物収集運搬業の許可をもつ家屋解体業者の場合、元請業者として解体を行った後に生じた廃棄物を自ら保管する場合において届出は必要か。
A3	この場合は事業者としての自社物の保管となるため、300m ² 以上の場所での保管であれば届出が必要です。なお、産業廃棄物処理業者の方で他に業を営んでいる方は、自社物と処理業の保管の場所とは区別して保管施設を設置してください。
Q4	[1] 届出を行うべき保管場所の面積は、以下のどの部分が該当するのか。 ア 敷地面積全体 イ 敷地のうち、実際に廃棄物を置く予定の場所の敷地のみ ウ 廃棄物が置いてある正味の面積 [2] コンテナで保管をする場合の面積の判定は、コンテナの底面積かコンテナを置く場所の範囲のどちらか [3] コンテナが作業現場内で点在している場合の予定面積の算出方法
A4	[1] 保管面積は、保管に供する部分の面積により判定します。この面積は、廃棄物又は容器が地面に接する部分の面積ではなく、廃棄物又は容器を置く予定の場所として設定した範囲の面積(イ)と考えてください。また、保管に供する場所には、工事現場内では廃棄物処理法第12条第2項の保管基準が、工事現場外では廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準が適用されることから、場所の周囲には囲いが必要であることに注意してください。 [2] コンテナを置く予定の場所の範囲の敷地面積で判定してください。 [3] [2]の考え方の下、点在する保管場所の面積を合算して判定してください。
Q5	全体の敷地が320m ² ある場所で、廃棄物を保管する面積が約195m ² の場合、全体面積320m ² として届け出る必要があるか。
A5	保管場所の面積が195m ² であれば届出対象とはなりません。敷地の中での保管場所が不明確であり事務所や駐車場など保管場所と見なせない場所を除いて保管可能場所が300m ² 以上ある場合には届出が必要です。
Q6	工作物の新築、改築又は除去によって生じた産業廃棄物とはどのようなものか。
A6	具体的には、工作物の新築、改築又は除去によって生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等の破片や金属くず、プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずなどをいいます。

措置内容等報告書

Q1	マニフェスト1枚毎に報告書を作成する必要があるか。
A1	同一の廃棄物を同一の処理業者へ委託した場合で、すべてが同じ事由である場合は 1枚の報告書にまとめて 報告してください。
Q2	把握した運搬又は処分の状況とは具体的に何か。
A2	処理をせず保管していた、処分はしていたが保管したままだった、などが考えられますが、処理業者から聴取した内容を記載してください。
Q3	把握の方法とは具体的に何か。
A3	電話や電子メール、郵便物などが考えられますが、実際に処理業者と情報のやり取りをした方法を記載してください。
Q4	生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容とは具体的に何か。
A4	速やかに次の処理工程へ進むように指示を出した、再発防止策の策定及び開示を指示したなどが考えられますが、実際に処理業者へ指示した内容を記載してください。
Q5	措置内容等報告書を提出後しばらくしてマニフェストE票が返送されてきたが、適正に処理されたことを報告する必要があるか。
A5	必要ありません。 ただし、措置内容等報告書と関連するマニフェストともに5年間大切に保存してください。

多量排出事業者に関する届出

Q1	名古屋市内に複数の事業場を持つ会社は、すべての事業場での発生量の合計で多量排出事業者となるかどうかを判断するのか。
A1	事業場ごと での発生量で判断します。ただし、建設業の場合は名古屋市内のすべての工事現場を合計して判断します。
Q2	初めて処理計画書を提出するが、処理計画実施状況報告書もあわせて提出する必要があるか。
A2	必要ありません 。処理計画書を提出した翌年度にその計画に対する実施状況を報告してください。
Q3	処理計画書を提出していたが、廃棄物の発生量が少なくなり多量排出事業者ではなくなった。処理計画実施状況報告書は提出する必要があるか。
A3	必要です 。処理計画書を提出した翌年度にその計画に対する実施状況を報告してください。ただし、処理計画書の提出は必要ありません。

作成に関して詳細は、「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアルをご覧ください。